

地方卸売市場業務規程

住 所 伊勢原市下糟屋491番地

名 称 地方卸売市場 伊勢原食品市場
株 式 会 社

条 項	事 項
第1章	総 則
第1条 趣 旨	株式会社 伊勢原食品市場（以下「会社」という。）が開設する地方卸売市場（以下「市場」という。）の運営に関しては、この業務規程に 定 めるところによる。
第2条 責 務	会社は、市場の業務の運営に関し、出荷者、買受人その他の卸売市場において売買取引を行う者（以下「取引参加者」という。）に対して、不当に差別的な取扱いを行ってはならない。
第2章	市 場 関 係 者 事 業 者
第1節	卸 売 業 者
第3条 卸売業者	市場における卸売の業務は、会社が自ら行うものとする。
第4条 せり人	会社が市場において行う卸売のためのせり人は、次の各号のいずれにも該当しない者でなければならない。 （１） 卸売市場法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者 （２） せりを遂行するのに必要な経験及び能力を有しない者 2. せり人は、卸売のせりに従事するときは、記章を着用しなければならない。
第2節	買 受 人
第5条 買受人の 売買基本契約	会社と売買基本契約を締結して卸売を受けようとする者は、 会社に次の各号に掲げる事項を記載した申請書を提出しなければならない。 （１） 氏名、生年月日、名称、商号、住所及び略歴 （２） 法人の場合にあつては、資本又は出資の額、及び役員の氏名 （３） 卸売を受けようとする取扱品目の部類及び買受見込み高 （４） その他必要な事項 2. 会社は、第1項の売買基本契約を締結しようとする者が、次の各号の一に該当するときは同項の契約を締結しないものとする。 （１） 申請者が破産者で債権を得ないものであるとき。

条 項	事 項
第 6 条 買受人の売買 取引基本契約 の解除等	(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び資力信用を有しない者であるとき。 会社は、買受人が前条第 2 講 1 号又は第 2 号に該当することとなった場合はその売買取引基本契約を解除するものとする。 2. 会社は、買受人が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、その市場における売買取引の全部又は一部を制限することができる。 (1) 売買取引に関し不正な行為があったとき。 (2) 買受代金の支払いを怠ったとき。 (3) 保管の費用若しくは損失金の支払いを怠ったとき。 (4) 正当な理由がなくて引続き 3 か月以上休業したとき。
第 7 条 買受金保証金	会社は、卸売を受けようとする買受人から保証金の預託を受けることができる。
第 8 条 買受人章	会社は、売買取引基本契約を締結したときは、買受人章を交付するものとする。
第 9 条 買受人組合	買受人が、買受人をもって組織する組合をつくったときは、その規約、役員 の氏名、組合員数を会社に届け出るものとする。これを変更したときも同様と する。
第 3 節	付属営業人
第 10 条 付属営業人の 設置	会社は、市場の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めると きは、出荷者、買受人その他市場の利用者の便益を提供し又は市場の機能の充 実をはかるため、次に掲げる者に対し市場内において店舗その他の施設を設け て店舗その他の施設の使用契約を締結することができる。 (1) 市場の取引品目以外の生鮮食料品等の卸売を行う者、市場の取扱品 目の保管運搬等を行う者、その他市場の機能の充実に資するもの として業務を営む者。 (2) 飲食店営業、理容業、その他市場の利用者に便益を提供するもの として業務を営む者。 2. 前項の使用契約を締結して市場内において営業しようとする者は申請書 を会社に提出しなければならない。

条 項	事 項
第 1 1 条 付 属 営 業 の 規 則 等	会社は、付属営業の適正な運営を確保するため、特に必要があると認めるときは付属営業人に対してその業務又は取扱品目の販売について必要な指示をすることができる。
第 3 章	売買取引及び決済の方法
第 1 2 条 売買取引の原則	市場における売買取引は、公正かつ効率的でなければならない。
第 1 3 条 売買取引の方法	市場において行う卸売については、せり売又は相対取引の方法によらなければならない。
第 1 4 条 差別的取扱いの 禁止	会社は、卸売の業務に関し、出荷者又は買受人その他卸売を受ける者に対して不当に差別的扱いをしてはならない。
第 1 5 条 売買取引条件の 公表	会社は、次に掲げる事項について、公表しなければならない。 (1) 営業日及び営業時間 (2) 取扱品目 (3) 生鮮食料品等の引渡し方法 (4) 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額 (5) 生鮮食料品等の卸売に係る販売代金の支払期日及び支払方法 (6) 奨励金等がある場合には、その種類、内容及びその額(その交付の基準を含む。)
第 1 6 条 受託契約約款	会社は、卸売のための販売の委託の引受については、受託契約約款を定めることができる。 2. 会社は、前項の受託契約約款を定めるときは、関係者に周知しなければならない。
第 1 7 条 卸売物品の引取 り	買受人は、会社から卸売を受けた物品を速やかに引き取らなければならない。 2. 会社は、正当な理由がなく買受人が引き取りを怠ったと認められるときは、買受人の費用でその物品を保管し又は催促をしないで他の者に卸売をすることができる。 3. 会社は、前項後段の規定により、他の者に卸売をした場合において、その卸売価格(せり売、相対取引に係る価格に 10%(所得税法等の一部を改正する法律(平成年 28 年法律 15 号)附則第 34 条第 1 項第 1 号に規定する飲食

条 項	事 項
第 18 条 衛生上有害な物 品の売買禁止	料品（以下「軽減対象資産」という。）にあつては、8%）に相当する金額を上乗せした価格をいう。以下同じ）が、第1項の買受人に対する卸売価格より低いときはその差額を同項の買受人に請求することができる。 会社は、衛生上有害な物品が市場に搬入されることがないように努めるものとする 2. 衛生上有害な物品は、市場において販売し又は販売の目的をもって所持してはならない。 3. 会社は、衛生上有害な物品の売買を差止め、又は撤去を指示することができる。
第 19 条 卸売予定数量等の 公表	会社は、市場内において取扱う物品について、卸売予定数量 については、その日の卸売が開始される時まで、その日の主要な品目の主要な産地ごとの卸売予定数量並びに直前の開場日の主要な品目の卸売の数量及び価格を場内の見やすい場所に掲示するものとする。 2. 会社は、前項の物品について、卸売の数量及び価格については、卸売終了後速やかに、その日の主要な品目ごとに高値、中値及び安値に区分して場内の見やすい場所に掲示するものとする。 3. 会社はその月の前月の委託手数料の種類ごとの受領額及び奨励金等がある場合にあってはその月の前月の奨励金等の種類ごとの交付額（第15条の規定によりその条件を公表した委託手数料及び奨励金等に係るものに限る。）を場内の見やすい場所に掲示するものとする。
第 20 条 仕切及び送金	会社は、受託物品を卸売したときは、委託者に対して、その卸売をした翌々日（売買仕切書又は売買仕切金の送付について 委託者との特約がある場合には、その特約の期日）までに、当該卸売をした物品の品目、等級、単価（セリ売又は相対取引に係る価格をいう。以下本条において同じ。）、数量、単価と数量の積の合計額、当該合計額の10%（軽減対象資産にあつては、8%）に相当する金額、控除すべき次条で規定する委託手数料及び当該卸売に係る費用のうち委託者の負担となる費用の項目と金額（消費税額及び地方消費税を含む。）並びに差引仕切金額（以下「売買仕切金」という。）を明記した売買仕切書及び売買仕切金を送付しなければならない 2. 会社は、前項の売買仕切書には、前項で定める事項を正確に記載しなければならない。 3. 会社は、第1項の売買仕切金を現金、口座振込その他委託者が指定した方法により支払わなければならない。

条 項	事 項						
第 2 1 条 委託手数料の率	会社が市場における委託者から収受する委託手数料は、卸—売金額（セリ売又は相対取引の方法による取引に係る価格にその 10%（軽減対象資産にあっては、8%）に相当する金額を上乗せした金額をいう。以下同じ。）に取扱品ごとに定率を定めた式に乗じて得た金額とする。 尚、定めた率は変更毎に卸売場又は事務所の見やすい場所に掲示する等により、委託者に周知しなければならない。						
第 2 2 条 出荷奨励金の交付	会社は、当該市場における取引品目の安定的供給の確保をはかるため、出荷者に出荷の奨励を促し、継続的に供給に応えたことに対しての名目とする出荷奨励金を交付することができる。 交付の基準は、卸売業者が財務の健全性や業務の適正と健全な運営が安定供給に資するものでなければ交付することができない。 尚、交付を実行する場合は交付率と期間を卸売業者より出荷者へ通達後に交付するものとする。						
第 2 3 条 買受代金の支払 業務	買受人は、会社から買受けた物品引受後の 3 日（会社と買受代金の支払猶予の特約がある場合には、その特約の期日）までに買受代金（買受けた額にその 1 0 %（軽減対象資産にあっては、8 %）に相当する金額を加えた額とする。）を支払わなければならない。 2．前項の特約は、その他の買受人に対して不当な差別的扱いとなるものであってはならない。 3．買受人は、第 1 項の買受代金を現金又は口座振込その他会社が指定した方法により支払わなければならない。						
第 2 4 条 完納奨励金の交付	会社は、卸売代金の期間内の完納を奨励するため当該卸売金額に、取扱品目ごとに次の交付率以内において、買受人に対して完納奨励金を交付することができる。 <table> <tr> <td>青果物及びその加工品</td><td>1 0 0 分の 0 . 5</td></tr> <tr> <td>花き</td><td>1 0 0 分の 0 . 5</td></tr> <tr> <td>その他の生鮮食料品等</td><td>1 0 0 分の 0 . 5</td></tr> </table> 2．前項の完納奨励金の交付は、次の各号のいずれかに該当するものであってはならない。 (1) 当該完納奨励金の交付が、会社に過当競争による弊害を生じさせるおそれがあるとき。 (2) 当該完納奨励金の交付が、卸売業者としての財務の健全をそこない、又は卸売業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認め	青果物及びその加工品	1 0 0 分の 0 . 5	花き	1 0 0 分の 0 . 5	その他の生鮮食料品等	1 0 0 分の 0 . 5
青果物及びその加工品	1 0 0 分の 0 . 5						
花き	1 0 0 分の 0 . 5						
その他の生鮮食料品等	1 0 0 分の 0 . 5						

条 項	事 項
第 2 5 条 その他の決済の 方法	られるとき。 市場における売買取引の決済は、第 20 条から前条までに定めるもののほか、会社と協議して決定した支払方法により、会社と締結した契約に定めた支払期日までに行わなければならない。
第 4 章 第 26 条 報告等	管 理 会社は、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、卸売業務に従事する役職員、買受人、又は付属営業人に対し、その業務若しくは財産に関し、報告若しくは資料の提出を求めることができる 2、前項に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めたときは、それぞれ当該人に対し、その業務又は会計に関し、必要な改善措置をとるべき旨を申し入れることができる。
第27条 市場秩序の保持	取引参加者（卸売業務に従事する役職員を含む。本条において同じ。）及び市場に入場する者は、市場に秩序を乱し、又は公共の利益を害するような行為を行ってはならない。 2. 会社は、市場秩序の保持又は公共の利益をはかるため必要があると認めたときは、取引参加者又は市場入場者に対し適当な措置又は入場の制限をすることができる。
第28条 清潔の保持	市場利用者は、市場施設の清潔を保持しなければならない。又、自己の商品、容器その他の物件を整理するものとし、これを放置してはならない。
第 29 条 事 業 報 告 書 の 作 成 ・ 閲 覧	会社は、事業年度ごとに、事業報告書を当該事業年度経過後 90 日以内に作成しなければならない。 2 会社は、前項に事業報告書の作成を行ったときは、速やかに事業報告のうち合計貸借対照表及び合計損益計算書の写しを作成し、1 年間主たる事務所に備えて置かなければならない。 3 会社は、市場における卸売のための販売又は販売の委託をした者から、前項に写しを閲覧したい旨の申出があったときは、次に掲げる正当な理由がなければこれを拒んではならない。 (1) 会社に対し卸売のための販売の委託又は販売の見込みがないと認めら得る者から閲覧の申出がなされた場合 (2) 安定的な決済を確保する観点から会社の財務の状況を確保する目的以外の目的に基づき閲覧の申出がなされたと認められる場合 (3) 同一のものから短期間に繰り返し閲覧の申し出がなされた場合

|

|

条 項	事 項
第 5 章 第30条 関係規定の制定	雑 則 この業務規程の施行に関して必要な事項は、会社が別に定める。 附 則 この業務規程は令和 4 年 2 月 28 日から施行する。 こ